

特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算について

特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域（※１）に所在する事業所がサービス提供を行った場合、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する
（※１）	①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域(香川県は①、③に該当地域あり)
対象サービス	訪問介護・#訪問入浴介護・#訪問看護・#訪問リハビリテーション・#居宅療養管理指導・居宅介護支援・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・#小規模多機能型居宅介護・複合型サービス
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（※２）に所在し、かつ厚生労働大臣が定める施設基準に適合した事業所がサービス提供を行った場合、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する
（※２）	①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域(香川県は②、④、⑤に該当地域あり)
対象サービス (サービスにより要件が異なる)	訪問介護・#訪問入浴介護・#訪問看護・#訪問リハビリテーション・#居宅療養管理指導・居宅介護支援・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・#小規模多機能型居宅介護・複合型サービス
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（※３）に居住する利用者に対し、「通常の事業の実施地域」を越えてサービス提供を行った場合、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する
（※３）	①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島(香川県は①、④、⑤、⑧、⑨に該当地域あり)
対象サービス	訪問介護・#訪問入浴介護・#訪問看護・#訪問リハビリテーション・通所介護・#通所リハビリテーション・#居宅療養管理指導・居宅介護支援・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・#認知症対応型通所介護・#小規模多機能型居宅介護・複合型サービス

#福祉用具貸与については裏面参照

#は介護予防も含む

香川県の状況

	※ 1 地域		※ 2 地域		
	※ 3 地域				
市町	特別地域加算対象地域(A地域)		特別地域加算対象地域外(B地域)		
	振興山村地域	離島振興対策実施地域	過疎地域	特定農山村地域	辺地に係る
高松市	旧塩江町	男木島・女木島・大島	—	弦打村・雌雄島村・塩江村・安原村2-1・安原村2-2・安原上西村	菅沢・男木町・女木町・物井川・塩江南部
丸亀市	—	本島・牛島・広島・手島・小手島	—	本島村・広島村	省略
坂出市	—	与島・小与島・岩黒島・樫石島	—	全域(A地域除く)	—
善通寺市	—	—	—	—	—
観音寺市	五郷村	伊吹島	旧豊浜町	五郷村	省略
さぬき市	多和村	—	旧津田町・旧大川町	松尾村・多和村	省略
東かがわ市	小海村・福栄村・五名村	—	全域(A地域除く)	省略	省略
三豊市	—	栗島・志々島	旧詫間町・旧仁尾町・旧財田町	二の宮村・麻村・旧仁尾町・旧財田町	長野・栗島・入樋上・箱・別所
土庄町	—	豊島・小豊島・小豆島・沖之島	全域(A地域除く)	省略	省略
小豆島町	—	小豆島	全域(A地域除く)	省略	省略
三木町	—	—	—	—	山南辺地(大字奥山字・大字小裏字)
直島町	—	直島・屏風島・向島	—	—	省略
宇多津町	—	—	—	—	—
綾川町	粉所村	—	—	粉所村	—
琴平町	—	—	全域	省略	—
多度津町	—	佐柳島・高見島	—	—	—
まんのう町	美合村・七箇村	—	全域(A地域除く)	省略	省略

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与における特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算について

特別地域福祉用具貸与加算	搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第200条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費(当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具相談専門員1名の往復の交通費を合算したものをいう。以下同じ。)に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算する。 ○厚生労働大臣が定める施設基準 一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。)であること。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算する。
※「特別地域福祉用具貸与加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目	

参 照

- ・ 振興山村…山村振興法第7条の規定により指定された地域
- ・ 離島振興対策…離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ・ 過疎地域…過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された地域
- ・ 特定農山村…特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項の規定により該当となる地域
- ・ 辺地に係る…辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項の規定により該当となる地域

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について老高発0502第1号 老認発0502第1号 老老発0502第1号 令和7年5月2日（介護保険最新情報 Vol.1382）
【訪問介護】 ②延訪問回数は前年度(3月を除く)の1月あたりの平均延訪問回数をいうものとする。 ③前年度の実績が6月に満たない事業所については、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いるものとする。したがって新たに事業を開始し、又は再開した事業所については、4月以降届出が可能となるものであること。平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の回数を上回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。 ④当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。 令和7年5月より ②及び③の規定にかかわらず、当分の間、前年度のいずれかの月における総訪問回数が概ね200回以下である場合であっても算定できるものとする。なお、「概ね200回」は400回程度を想定しており、例えば、前年度の平均延訪問回数600回以下の事業所等も対象となり得るものである。 ⑤ 訪問介護費においては、当分の間、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）第2号のその他地域以外の地域に所在する指定訪問介護事業所であっても算定できるものとする。